

第3章 第6期介護保険事業計画期間(H27～H29)の保険料の見込み

第1節 被保険者推計、要介護者の推移と推計

1 被保険者の現状と推計

65歳以上の第1号被保険者は、年々増加を続け、特に85歳以上の方の増加率が大きいと見込まれます。高齢化率は全国・富山県平均を上回っており、平成26年1月末には30%を超えました。

一方、40歳以上65歳未満の第2号被保険者は、徐々に減少すると推計しています。

年齢別被保険者数の推移と推計 (単位：人)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
第1号被保険者	12,734	13,073	13,391	13,959	14,000	14,042
65～69歳	3,277	3,475	3,642	3,907	3,692	3,476
70～74歳	2,932	3,030	3,143	3,017	3,145	3,274
75～79歳	2,569	2,455	2,413	2,534	2,576	2,619
80～84歳	1,980	2,079	2,100	2,119	2,123	2,127
85歳以上	1,976	2,034	2,093	2,382	2,464	2,546
第2号被保険者 (40～64歳)	14,804	14,621	14,366	14,334	14,216	14,101
計	27,538	27,694	27,757	28,293	28,216	28,143

各年度の数値は10月1日現在、27年度以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計値から作成

2 要支援・要介護認定者数の推移と推計

(1) 要支援・要介護認定者数の推移

平成12年度に介護保険制度がスタートし、要支援・要介護の認定を受けた方の人数は、この14年間で2.29倍に増加しました。65歳以上の高齢者の6人に1人は、認定を受けています。

要支援・要介護認定者数の推移 (単位：人)

	12年度	16年度	20年度	24年度	25年度	26年度(対12年度比)	
要支援	94	148					189.4%
要支援1			84	128	158	178	
要支援2			335	305	309	334	318.7%
要介護1	252	530	295	382	413	469	
要介護2	254	299	305	385	411	368	144.9%
要介護3	162	296	327	410	423	420	259.3%
要介護4	171	278	362	365	355	360	210.5%
要介護5	151	258	300	397	374	351	232.5%
計	1,084	1,809	2,008	2,372	2,443	2,480	228.8%
うち第1号被保険者	1,059	1,758	1,944	2,309	2,389	2,428	229.3%
第1号被保険者認定率	10.6%	16.1%	16.3%	18.1%	18.3%	18.1%	

各年度10月1日現在

(2) 要支援・要介護認定者数の将来推計

平成 18 年度より実施した介護予防の取組みにより、要介護状態の悪化が抑えられると見込まれます。

今後も継続して介護予防に取り組み、重度要介護者数の抑制に努めていきます。

要支援・要介護認定者の推計 (単位：人)

	27 年度	28 年度	29 年度
要支援 1	195	208	222
要支援 2	348	347	347
要介護 1	504	561	623
要介護 2	350	344	341
要介護 3	431	433	431
要介護 4	373	379	386
要介護 5	354	348	347
計	2,555	2,620	2,697

各年度 10 月 1 日の人数

3 認知症高齢者の状況

認定を受けておられる認知症の方は、近年は横ばいで推移しています。認定者全体における認知症の割合も同じくほぼ横ばいで推移しています。

認知症高齢者の推移 (単位：人)

	13 年度	17 年度	24 年度	25 年度	26 年度
認知症高齢者	780	1,229	1,707	1,690	1,689
Ⅱ	271	482	864	905	958
Ⅲ以上	509	747	843	785	731
認定者数	1,150	1,811	2,311	2,374	2,425
認定者比率	67.8%	67.9%	73.9%	71.2%	69.6%

各年度 4 月 1 日現在

※上記は、認知症高齢者日常生活自立度の判定において介護・支援を必要とする認知症のある高齢者数

Ⅱ…日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。

Ⅲ…日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。

第2節 介護保険サービスの利用見込み

介護保険の各サービスについては、過去の給付実績を基に、高齢者人口、要支援・要介護認定者数、介護サービス利用者数を推計し、居宅サービス、介護予防サービス、地域密着型サービス、施設サービス等におけるサービス種別毎の見込み量を算出しました。要支援・要介護認定者数の増加に伴い、各サービス利用者は年々増加するものと推測しています。

1 居宅サービス利用の推移及び見込み

介護保険入所施設の整備が抑制されている中、訪問介護や通所系サービス、短期入所生活介護の利用を中心としてニーズが増加する見込みです。居宅サービスの利用については、通所系サービスの占める割合が大きく、伸び率も大きくなっています。

居宅サービス		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 32年度	平成 37年度
訪問介護	給付費(千円)	350,050	389,851	413,038	459,193	515,017	602,215
	人数(人)	4,224	4,476	4,644	5,004	5,592	6,396
訪問入浴介護	給付費(千円)	8,159	9,284	10,229	11,476	13,088	12,695
	人数(人)	144	156	168	180	216	240
訪問看護	給付費(千円)	20,614	22,871	25,759	29,864	35,103	36,741
	人数(人)	564	612	660	720	780	756
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	13,612	14,687	16,874	18,429	21,056	24,581
	人数(人)	540	588	672	732	828	936
居宅療養管理指導	給付費(千円)	4,113	9,118	9,225	9,275	10,486	11,873
	人数(人)	1,044	2,400	2,460	2,508	2,808	3,192
通所介護	給付費(千円)	523,615	543,192	574,728	622,294	730,576	841,022
	人数(人)	6,744	7,056	7,440	8,016	9,084	10,284
通所リハビリテーション	給付費(千円)	265,914	283,492	328,454	364,540	419,152	486,395
	人数(人)	3,672	3,900	4,500	4,980	5,592	6,360
短期入所生活介護	給付費(千円)	177,481	178,147	184,090	190,418	212,704	247,467
	人数(人)	2,280	2,328	2,424	2,520	2,808	3,180
短期入所療養介護	給付費(千円)	76,221	78,221	80,861	87,215	111,375	154,047
	人数(人)	696	720	756	804	900	1,008
福祉用具貸与	給付費(千円)	86,723	91,999	96,677	101,823	114,690	129,492
	人数(人)	7,080	7,440	7,884	8,352	9,348	10,596
特定福祉用具販売	給付費(千円)	4,066	4,454	5,055	4,985	5,331	5,943
	人数(人)	1,224	1,416	1,632	1,764	1,968	2,208
住宅改修	給付費(千円)	12,474	13,812	15,176	17,126	18,599	21,301
	人数(人)	1,440	1,548	1,656	1,812	1,956	2,244
居宅介護支援	給付費(千円)	186,424	186,540	195,326	205,693	225,339	256,886
	人数(人)	12,420	12,672	13,344	14,112	15,492	17,688
合 計	給付費(千円)	1,729,466	1,825,668	1,955,492	2,122,331	2,432,516	2,830,658

2 施設サービス利用の推移及び見込み

本市における第1号被保険者1人当たりの給付費は、平成24年度で全国平均の1.2倍にあたる294千円/年間となっています。そのうち施設サービス給付費は136千円/年間を占めており、全国平均の1.5倍になっています。

市内の介護保険施設の整備数は、介護老人福祉施設が172床、介護老人保健施設が269床、介護療養型医療施設が164病床です。

介護保険施設サービス		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 32年度	平成 37年度
介護老人福祉施設	給付費(千円)	536,050	529,063	527,808	527,808	529,141	533,578
	人数(人)	2,052	2,064	2,064	2,064	2,064	2,064
介護老人保健施設	給付費(千円)	772,008	873,449	871,762	871,762	871,058	892,305
	人数(人)	2,748	3,228	3,228	3,228	3,228	3,228
介護療養型医療施設	給付費(千円)	596,923	521,662	537,887	555,468	555,468	555,468
	人数(人)	1,608	1,440	1,488	1,536	1,536	1,536
合計	給付費(千円)	1,904,981	1,924,174	1,937,457	1,955,038	1,955,667	1,981,351

3 地域密着型サービス利用の推移及び見込み

当市には、現在、認知症対応型生活介護施設が4箇所（定員54人）、認知症対応型通所介護施設が1箇所（定員12人）、小規模多機能型居宅介護が2箇所（定員50人）、地域密着型介護老人福祉施設が1箇所（定員20人）あります。平成28年度中に定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの開始を予定しています。

さらに平成32年度には小規模多機能型居宅介護事業所の増設、平成37年度には複合型サービスの整備を検討します。

地域密着型サービス		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 32年度	平成 37年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費(千円)	0	0	25,477	26,944	53,887	53,887
	人数(人)	0	0	180	180	360	360
夜間対応型 訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
認知症対応型 通所介護	給付費(千円)	35,765	36,899	39,559	43,660	49,058	44,635
	人数(人)	360	372	372	396	432	420
小規模多機能型 居宅介護	給付費(千円)	116,152	133,571	133,449	136,985	206,122	207,365
	人数(人)	576	648	648	648	972	972
認知症対応型 共同生活介護	給付費(千円)	157,743	154,304	154,126	154,998	181,703	181,147
	人数(人)	660	648	648	648	756	756
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	給付費(千円)	65,663	60,573	60,456	60,456	60,456	60,456
	人数(人)	264	240	240	240	240	240
複合型サービス	給付費(千円)	0	0	0	0	0	75,302
	人数(人)	0	0	0	0	0	348
介護予防小規模 多機能型居宅介護	給付費(千円)	3,356	4,229	5,153	4,820	6,956	7,391
	人数(人)	36	48	48	48	72	72
合計	給付費(千円)	378,679	389,576	418,220	427,863	558,182	630,183

4 介護予防サービス利用の推移及び見込み

介護予防に重点的に取り組みます。なお、介護保険制度の改正により、平成29年4月までに介護予防訪問介護と介護予防通所介護が地域支援事業へ移行することとなっています。

介護予防サービス		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 32年度	平成 37年度
介護予防訪問介護	給付費(千円)	27,043	28,919	30,350	15,737	0	0
	人数(人)	1,296	1,428	1,512	792	0	0
介護予防 訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	4,441	4,918	5,620	6,192	7,311	8,252
	人数(人)	144	168	180	192	216	228
介護予防訪問 リハビリテーション	給付費(千円)	3,894	4,709	5,499	6,350	7,117	8,136
	人数(人)	132	144	156	168	180	192
介護予防 居宅療養管理指導	給付費(千円)	512	918	1,024	1,223	1,455	1,550
	人数(人)	84	168	180	204	240	264
介護予防通所介護	給付費(千円)	56,336	62,453	66,844	34,106	0	0
	人数(人)	1,548	1,740	1,860	900	0	0
介護予防通所 リハビリテーション	給付費(千円)	52,405	54,795	61,492	65,049	70,255	74,762
	人数(人)	1,308	1,428	1,644	1,788	1,968	2,100
介護予防 短期入所生活介護	給付費(千円)	2,344	2,436	3,122	3,943	5,223	6,687
	人数(人)	72	72	96	108	132	144
介護予防 短期入所療養介護	給付費(千円)	2,984	4,545	6,190	8,010	10,814	14,194
	人数(人)	24	36	48	60	72	84
介護予防 福祉用具貸与	給付費(千円)	9,750	11,046	11,965	12,915	14,260	15,349
	人数(人)	1,956	2,208	2,400	2,592	2,856	3,072
特定介護予防 福祉用具販売	給付費(千円)	2,365	2,512	2,601	2,715	3,015	3,207
	人数(人)	816	864	900	936	1,044	1,104
住宅改修	給付費(千円)	7,683	8,229	8,562	8,984	9,616	10,137
	人数(人)	1,248	1,320	1,356	1,404	1,488	1,560
介護予防支援	給付費(千円)	18,509	19,693	21,111	18,922	14,535	15,742
	人数(人)	4,308	4,680	5,028	4,500	3,468	3,744
合計	給付費(千円)	188,266	205,173	224,380	184,146	143,601	158,016

5 地域支援事業

(1) 地域支援事業費の見込み

地域支援事業は、主に虚弱高齢者に対する介護予防を実施する介護予防事業と、地域包括支援センターの運営等を実施する包括的支援事業、配食サービスや介護家族支援等の任意事業に分かれます。

なお、第6期計画期間（H27～H29）においては、“介護予防訪問介護”及び介護通所介護“が予防給付から地域支援事業に移行することにより、介護予防・日常生活支援総合事業費の増加を見込んでいます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
介護予防・日常生活支援 総合事業費	41,000,000	41,000,000	113,000,000	200,000,000	234,000,000
包括的支援事業・任意事業	75,000,000	83,000,000	70,000,000	94,000,000	134,000,000
合計	116,000,000	124,000,000	183,000,000	294,000,000	368,000,000

(2) 地域支援事業の財源構成

●介護予防事業

国 25%、都道府県 12.5%、市町村 12.5%、第1号被保険者 22%、第2号被保険者 28%（保険給付の財源構成と同じ）

●包括的支援事業及び任意事業

国 39%、都道府県 19.5%、市町村 19.5%、第1号被保険者 22%

第3節 負担のあり方

1 所得段階の再編

介護保険制度は、国民の協働連帯の理念に基づき、被保険者が相互に保険料を負担するという社会保険制度の考え方によってなっています。第1号被保険者の保険料率は負担能力に応じた負担を求めるという観点から所得段階別の保険料が採用されています。

第3期、第4期及び第5期事業計画期間の保険料算定に当たっては、低所得者層への負担を軽減するために、次のことを実施しました。

- ①従来の第2段階を細分化し、より所得の低い方の保険料負担を軽減
- ②第3期における激変緩和措置の終了を踏まえ、第4期において保険料所得段階第4段階で公的年金等収入及び合計所得金額の合計が80万円以下の者について保険者の判断によりその基準額に乗じる割合を軽減しました。また、第5期において保険料所得段階第3段階で公的年金等収入及び合計所得金額の合計が120万円以下の者について保険者の判断によりその基準額に乗じる割合を軽減しました。

第6期事業計画では、制度改正により、以下の点が国の方針として示されました。

- ①国の保険料の標準段階を6段階から9段階に見直すこと。
- ②公費を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みを設けること。
- ③第6期において第1号被保険者の介護保険料の負担割合を22%とすること。

国の方針を受け魚津市としては、第6期の保険料の設定にあたり、所得に応じたきめ細やかな保険料所得段階の設定をするために段階を現行の10段階から12段階とし、保険料率を最大2.0とします。また、現行の第1段階と第2段階を統合して新第1段階とします。

第6期 介護保険料所得段階

段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護を受給の方 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.45	32,700円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額 ×0.65	47,240円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	基準額 ×0.7	50,870円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税が非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.9	65,410円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税が非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の方	基準額 ×1	72,680円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	87,220円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額 ×1.25	90,850円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上250万円未満の方	基準額 ×1.5	109,020円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が250万円以上290万円未満の方	基準額 ×1.75	127,190円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	基準額 ×1.8	130,830円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満の方	基準額 ×1.9	138,090円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上の方	基準額 ×2	145,360円

※第1段階については国の方針に基づき、国庫補助等による保険料減免を行う予定であり、その場合平成27、28年度の保険料率は（基準額×0.4 29,070円）となります。また、平成29年度には、第1～3段階にさらなる保険料軽減が予定されています。

2 低所得者に対する減免について

介護保険は介護を国民皆で支え合う制度であり、保険料を支払った人に必要な給付を行うことが前提とされていますが、本市では、次のとおり低所得者に対する減免規定を設けています。

- ①災害により受けた損害金額がその住宅の価格の10分の2以上である者
- ②第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、災害により死亡または障害者となった方
- ③第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、当該年合計所得見込額が前年合計所得金額に比べ10分の7以下に減少したとき。（ただし、前年合計所得金額が200万円未満であること）
- ④第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、農作物に被害を受けた場合に、農作物の減収による損失額の合計額が平年における当該農作物による収入額の10分の3以上である者
- ⑤第1号被保険者のうち、恒久的な低所得者で、要保護者と同程度に生活に困窮している者（ただし、所得・預金・資産等に係る条件あり）

第4節 介護保険事業費の見込みと第1号被保険者の保険料

介護保険の保険給付に充てられる財源については50%が公費負担(税財源)、50%が保険料負担となります。第1号被保険者(65歳以上)と第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の負担割合は、全国の第1号と第2号被保険者の割合で決めることとされています。第6期事業計画では、第1号被保険者は22%(第1期は17%、第2期は18%、第3期は19%、第4期は20%、第5期は21%)、第2号被保険者は28%負担することになります。

1 介護給付費

平成27年度から平成29年度までの3か年の事業費については、その間における介護サービス量の見込みをもとに、次のとおり算出しました。

第5期事業計画の給付費の合計は12,952,422千円(計画値)でしたので、第6期事業計画では10%増加する見込みです。

介護保険給付費の見込み

(単位:千円)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	計
居宅サービス	1,822,130	1,948,254	2,114,545	5,884,929
介護予防サービス	205,173	224,380	184,146	613,699
施設サービス	1,922,489	1,934,923	1,952,493	5,809,905
地域密着型サービス	389,416	417,875	427,516	1,234,807
その他	247,122	253,632	257,266	758,020
合 計	4,586,330	4,779,064	4,935,966	14,301,360

2 地域支援事業

地域支援事業は、保険給付見込額の3%以内で実施することとされ、それぞれの年度の保険給付見込額から事業費を算出します。平成29年4月までに介護予防訪問介護と介護予防通所介護が予防給付から地域支援事業へ移行することとなっています。

地域支援事業費の見込み

(単位:千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	計
地域支援事業費	116,000	124,000	183,000	423,000

3 財政安定化基金

給付費の予想を上回る伸びや、通常の徴収努力を行ってもなお生じる保険料未納による保険財政の不足については、県に設置された「財政安定化基金」から、資金の交付・貸付を受けることができます。

当市の借入金は、第1期で125,000千円、第2期で50,000千円となっています。第3期以降は財政安定化基金の借り入れはありません。

4 所得段階別第1号被保険者数

平成26年度の所得段階別人数をもとに、平成27年度から平成29年度までの所得段階別人数を推計しました。

保険料段階別人数

段 階	平成27年度		平成28年度		平成29年度		計
	負担率	人数	負担率	人数	負担率	人数	人数
第1段階	0.45	1,577	0.45	1,582	0.45	1,587	4,746
第2段階	0.65	935	0.65	938	0.65	941	2,814
第3段階	0.70	880	0.70	882	0.70	885	2,647
第4段階	0.90	1,926	0.90	1,932	0.90	1,938	5,796
第5段階	1.00	2,778	1.00	2,786	1.00	2,794	8,358
第6段階	1.20	2,499	1.20	2,506	1.20	2,513	7,518
第7段階	1.25	1,605	1.25	1,610	1.25	1,615	4,830
第8段階	1.50	743	1.50	746	1.50	748	2,237
第9段階	1.75	248	1.75	248	1.75	249	745
第10段階	1.80	335	1.80	336	1.80	337	1,008
第11段階	1.90	250	1.90	250	1.90	251	751
第12段階	2.00	183	2.00	184	2.00	184	551
計		13,959		14,000		14,042	42,001

負担率を各段階別人数に乘じ、人数を補正すると、平成27年度で14,442人、平成28年度で14,484人、平成29年度で14,527人、合計43,453人となります。

5 介護保険給付費等の財源内訳

第6期計画期間の介護保険給付費等の財源内訳は次のとおりになります。

財源内訳 (単位：千円)

負担内訳	負担率	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
国庫負担金	20% (施設は 15%)	815,272	853,146	883,632	2,552,050
調整交付金	※5%	223,354	235,130	242,356	700,840
県負担金	12.5% (施設は 17.5%)	675,285	700,050	720,557	2,095,892
市負担金	12.5%	573,292	597,383	616,996	1,787,671
第2号被保険者負担分	28%	1,284,172	1,338,138	1,382,071	4,004,381
第1号被保険者負担分	※22%	1,014,955	1,055,217	1,090,354	3,160,526
給付費負担計		4,586,330	4,779,064	4,935,966	14,301,360

※調整交付金は、後期高齢者比率等により本来の5.0%より低く見込んであります。

差額は、第1号被保険者が負担することになり、負担率は22%より大きくなります。

6 第1号被保険者保険料の算出

第1号被保険者から保険料で徴収しなければならない必要額は、給付費の約22%に地域支援事業費の22%を加えた総額になります。

また、第5期計画期間中に積み立てた「介護給付費準備基金」より127,000千円を取崩して、第1号被保険者の保険料に充てるものとします。

第6期 第1号被保険者保険料必要額の見込み (単位：千円)

内 訳	平成27年度	平成28年度	平成29年度	計
給付費 (約22%)	1,014,955	1,055,217	1,090,354	3,160,526
地域支援事業費 (22%)	25,520	27,280	40,260	93,060
小 計	1,040,475	1,082,497	1,130,614	3,253,586
介護給付費準備基金取崩し分				△ 127,000
合 計				3,126,586

第6期の第1号被保険者の保険料は、給付費等から算出した必要額を上回る必要があるため、月額基準保険料は、6,057円となります。

①所得段階加入割合補正後被保険者数	43,453人
②年間標準保険料 (月額6,057円×12か月)	72,684円
③保険料収納率	99%
④第6期保険料必要額 (①×②×③)	3,126,754千円